

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第56号

新潟県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

新潟県住民基本台帳法施行細則（平成14年新潟県規則第139号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前										
<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 <u>法第30条の39第2項</u>に規定する身分を示す証明書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p>第3条 <u>法第30条の32第1項</u>の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報の開示の方法)</p> <p>第4条 <u>法第30条の32第2項</u>の規定による書面による本人確認情報の開示は、印字装置により出力したものの交付により行うものとする。</p> <p>2 <u>法第30条の32第2項</u>ただし書の規定による書面以外の方法による開示は、本人確認情報が表示された出力装置の画面の閲覧により行うものとする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第6条 <u>条例第3条</u>に規定する書面の作成及び送付に要する費用は、当該書面の交付を受ける前に納付するものとする。</p> <p>(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第7条 <u>法第30条の35</u>の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、別記第3号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>身分証明書</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>上記の者は、住民基本台帳法<u>第30条の39第1項</u>の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	身分証明書	(略)	上記の者は、住民基本台帳法 <u>第30条の39第1項</u> の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	(略)	<p>(身分証明書)</p> <p>第2条 <u>法第30条の23第3項及び第34条の2第2項</u>に規定する身分を示す証明書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>(本人確認情報の開示請求手続)</p> <p>第3条 <u>法第30条の37第1項</u>の規定による本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、別記第2号様式により行うものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(本人確認情報の開示の方法)</p> <p>第4条 <u>法第30条の37第2項</u>の規定による書面による本人確認情報の開示は、印字装置により出力したものの交付により行うものとする。</p> <p>2 <u>法第30条の37第2項</u>ただし書の規定による書面以外の方法による開示は、本人確認情報が表示された出力装置の画面の閲覧により行うものとする。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第6条 <u>条例第4条</u>に規定する書面の作成及び送付に要する費用は、当該書面の交付を受ける前に納付するものとする。</p> <p>(本人確認情報の訂正等の申出手続)</p> <p>第7条 <u>法第30条の40</u>の規定による開示に係る本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「訂正等の申出」という。）は、別記第3号様式により行うものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>(表)</p> <table border="1"><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>身分証明書</td></tr><tr><td>(略)</td></tr><tr><td>上記の者は、住民基本台帳法<u>第30条の23第2項及び第34条の2第1項</u>の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。</td></tr><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	身分証明書	(略)	上記の者は、住民基本台帳法 <u>第30条の23第2項及び第34条の2第1項</u> の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。	(略)
(略)											
身分証明書											
(略)											
上記の者は、住民基本台帳法 <u>第30条の39第1項</u> の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。											
(略)											
(略)											
身分証明書											
(略)											
上記の者は、住民基本台帳法 <u>第30条の23第2項及び第34条の2第1項</u> の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。											
(略)											

(裏)

住民基本台帳法抜粋

(報告及び検査)

第30条の39 都道府県知事は、前条第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2号様式 (第3条関係)

本人確認情報開示請求書

(略)

住民基本台帳法第30条の32第1項の規定により、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

(略)

第3号様式 (第7条関係)

本人確認情報訂正等申出書

(略)

住民基本台帳法第30条の35の規定により、次の

(裏)

住民基本台帳法抜粋

(報告及び立入検査)

第30条の23 (略)

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第2号様式 (第3条関係)

本人確認情報開示請求書

(略)

住民基本台帳法第30条の37第1項の規定により、次のとおり本人確認情報の開示を請求します。

(略)

第3号様式 (第7条関係)

本人確認情報訂正等申出書

(略)

住民基本台帳法第30条の40の規定により、次の

とおりに開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除を申し出ます。
(略)

とおりに開示に係る本人確認情報の訂正、追加又は削除を申し出ます。
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。